

新潟県私立高等学校等学費軽減事業 (家計急変)のお知らせ

対象者

学費を負担される方に、平成31年1月1日(1年生は4月1日)以降、死亡、失職、被災等の特別の事由が生じたことにより、令和元年の所得水準が、学費軽減事業の対象者と同等の所得水準となることが認められる場合に、個別に審査を行い、家計急変として認定するものです。

既に、下表の軽減補助のすべてに該当している場合は対象外となります。

	所得基準(保護者の合算)	軽減される額
入学金軽減補助	住民税の均等割のみ課税	年額73,700円
授業料軽減補助	住民税の所得割が85,500円未満	授業料全額※
施設整備費等軽減補助	住民税の均等割のみ課税	年額23,800円

※授業料軽減は314,400円が上限となります。

申請に必要な書類

	特別の事由	提出書類
1死亡	学費を負担する者が死亡したため、著しく収入が減少すると認められる場合	(1)死亡を確認できる書類 (例)死亡診断書、戸籍謄本 (2)死亡者に代わって学費を負担する者の現在の収入を証する書類 (例)給与証明書
2疾病	学費を負担する者又はその被扶養者が長期にわたり入院等(おおむね6か月以上)を要する疾病のため、長期にわたり著しく収入が減少すると認められる場合	(1)病名、疾病の程度等を証する書類 (例)医師の診断書 (2)収支の状況を証する書類 (例)現在の収入を証する書類、医療費の支払を証する書類
3被災	学費を負担する者が火災、風水害、地震等により、家屋の全焼、全壊、流出等の被害を受けたため、著しく収入が減少すると認められる場合	(1)被災の内容、程度等を証する書類 (例)被災証明書 (2)収支の状況を証する書類 (例)現在の収入を証する書類
4失職	学費を負担する者が失職したため、著しく収入が減少すると認められる場合	(1)失職を証する書類 (例)前雇用主の失職を証する書類 (2)収支の状況を証する書類 (例)現在の収入を証する書類
5その他	上記1から4に準ずる程度の特別の事由があり、学費を負担することが著しく困難であると認められる場合	上記に準ずる書類 (例)離婚、倒産、事業不振

申請を希望する方は、まず事務室の担当に連絡して下さい。
書類の提出期限は12月23日(月)とします。